

## 西尾市民間非木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旧基準非木造住宅の耐震診断を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、大地震災害から市民の生命及び財産の保護を目的とし、補助金の交付に関して、西尾市補助金等交付規則（昭和62年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧基準非木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された木造以外の住宅（一戸建て、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）で、持家・貸家を問わない。以下同じ。）をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に基づき、建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適切に評価することをいう。
- (3) 耐震診断技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士をいう。ただし、建築士法第3条に規定する用途・規模の建築物の耐震診断を行うものは、一級建築士であること。
- (4) 耐震診断者 前号に掲げる耐震診断技術者が所属する、建築士法第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所及び市長がこれと同等と認める者をいう。
- (5) 施行者 耐震診断を行う非木造住宅の所有者（区分所有の共同住宅にあつては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する団体又は第47条第1項（第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。以下「管理組合」という。）、その他市長が同等と認める者をいう。

(補助の対象)

第3条 補助対象は、市内に存する旧基準非木造住宅の所有者が、当該住宅の耐

震診断を行うものであること。ただし、西尾市税を滞納しているものを除く。

2 前項の所有者には、各号に該当するものを含む。

(1) 区分所有された共同住宅の場合は、管理組合で合意形成が図られたもの。

(2) 建物所有者と居住者が異なる場合は、所有権等を有する者全員の同意を得たもの。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員が役員となっているもの

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの  
（事前相談）

第4条 施行者が、補助金の交付を受けて耐震診断を行う場合は、あらかじめ事前相談書（様式第1）を提出しなければならない。

2 前項の事前相談書には、昭和56年5月31日以前に着工された建築物であることを証明するものとして次のいずれかを添付しなければならない。

(1) 建築確認通知書又は検査済証の写し

(2) 固定資産課税台帳登録証明書（家屋）の写し

(3) 建物の登記事項証明書の写し

(4) その他市長が必要と認めるもの

（補助金の額）

第5条 補助金の交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）

は、耐震診断に要する費用のうち、一戸建て非木造住宅については一戸あたり136,000円を限度とし、一戸建て以外の非木造住宅については、次の各号に掲げる部分の面積に応じ、当該各号に定める額を合計した額を限度とする。

(1) 延べ床面積が1,000平方メートル以内の部分は床面積に3,670円を乗じた額

(2) 延べ床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の部分は床面積に1,570円を乗じた額

(3) 延べ床面積が2,000平方メートルを超える部分は床面積に1,050円を乗じた額

2 補助金の額は、前項の規定に基づき算定した補助対象経費の3分の2以内の

額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 この要綱による補助金の交付は、1つの敷地につき1回を限度とする。

(交付の申請及び決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、当該耐震診断に着手する前に、補助金交付申請書(様式第2)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第4号の書類については、市長が確認をすることに同意する場合に限り、添付を省略することができる。

(1) 付近見取図、配置図及び平面図

(2) 耐震診断に要する費用の見積書の写し

(3) 申請者が管理組合の場合、組合規約及び耐震診断の実施にかかる議決書またはこれに代わるもの

(4) 市税の完納を証する納税証明書(区分所有された共同住宅を除く。)

(5) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第3)により申請者に通知するものとする。

(計画の変更)

第7条 申請者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業の内容変更をしようとする場合は、補助金変更交付申請書(様式第4)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 変更の内容が分かる書類

(2) 変更後の耐震診断に要する費用の見積書の写し

2 市長は前項の申請があった場合において、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金変更交付決定通知書(様式第5)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第8条 申請者は、耐震診断の中止をしようとする場合は、事業中止届(様式第6)を市長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第9条 申請者は、耐震診断が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、補助事業完了実績報告書(様式第7)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 業務請負契約書の写し
- (2) 耐震診断結果報告書又はこれと同等のもの
- (3) 請求書又は領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の請求及び交付)

第10条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、申請者の請求により補助金の交付をするものとする。

2 申請者は、前項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、補助金支払請求書（様式第8）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件、この要綱その他法令の規定に違反したとき。
- (3) 補助事業完了実績報告書が、第9条に規定する日までに提出されなかったとき。
- (4) 補助対象経費が、交付決定時に比べて完了実績報告時に減少したとき。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(書類の整理及び保管)

第12条 申請者は、診断に係る費用の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理し、5年間保存しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和4年度を目途として補助事業全般に関して検討を加え、その結果に基づき、廃止を含む必要な見直し等の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。